

産業建設課  
お知らせ

お問い合わせ  
☎63・3804

## 森林の立木を 伐採するときには

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出等が必要です。

無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

なお、1ヘクタール(10000㎡)を超える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請(林地開発許可申請)が必要です。



森林の立木伐採について

### 【届出等の時期について】

#### ■普通林の場合

・伐採する90日～30日前までに届出が必要

#### ■保安林の場合

- ・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内に県への許可申請が必要
- ・天然林の択伐は、伐採する30日前までに県への許可申請が必要
- ・間伐または人工林の択伐は、伐採する90日～20日前までに届出が必要

### 【無届伐採に対する罰則】

#### ■普通林の場合

・100万円以下の罰金に処せられる場合があります

#### ■保安林の場合

・150万円以下の罰金に処せられる場合があります

詳しくは、町ホームページ

【<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2014090400112/>を】ご覧ください(上のQRコードからもアクセスできます)。

## 森林の土地の 所有者届出制度

森林の土地を取得したときは届出が必要です。

### ■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

### ■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

### ■届出に必要な書類

①森林の土地の所有者届出書(役場産業建設課に用意しています。町ホームページ

【<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2014090400235/>】からもダウンロードできます。)



森林の土地の所有者届出書

②その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)

③その森林の土地の登記事項証明書、又は、土地の権利を取得したことがわかる書類(土地売買契約書・相続分割協議の目録等)の写し

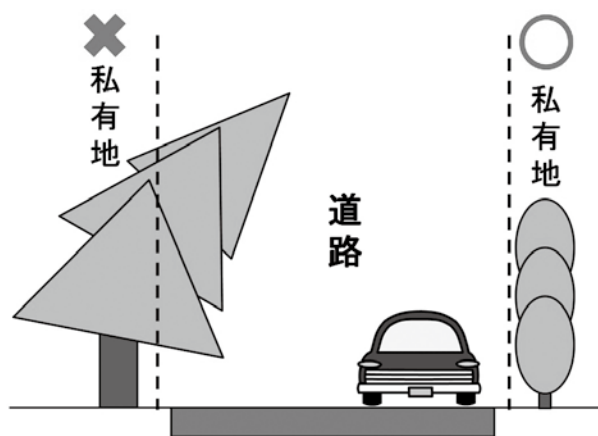
詳しくは産業建設課(☎63・3804)または日高振興局林務課(☎24・2912)までお問い合わせください。



## 道路にはみ出した庭木等の剪定をお願い

道路に隣接する住宅地等から、庭木や生垣、または雑草や竹などが、道路や歩道にはみ出している、道幅が狭くなり車両や歩行者などが通りづらく、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

これらの私有地から道路上にはみ出している樹木等は、土地の所有者の方に所有権があるため、町での伐採や枝払い等ではありません。また、私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生した場合には、所有者が責任を問われることがあります。



道路を安全かつ安心に利用していただくためにも、定期的な剪定や草刈りを行っていただくよう、皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、強風などの倒木等により著しく道路の通行に支障がある緊急時は連絡なく町で伐採・処理いたしますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

詳しくは、産業建設課（☎63・3804まで）

## 「地域カフェ」を開催します！

みなさんで、お茶を飲みながら、楽しい時間を過ごしませんか？

### ① 小浦地区公民館

（日高町小浦174番地）  
8月20日（金）13時30分～15時

### ② 中志賀構造改善センター

（日高町志賀1973番地の2）  
8月24日（火）13時30分～15時

参加費 100円

### メニュー

○コーヒー ○紅茶 ○日本茶

「サンプルひだか」のパンの

販売を予定しています。

対象 日高町内にお住まいの方

※新型コロナウイルス感染予防対策のため、マスクの持参をお願いします。消毒の徹底や会場内の換気、開催時間を短縮します。

### 【お問い合わせ】

いきいき長寿課

地域包括支援センター

（☎63・3807）

## 「実践コースパソコン事務科」受講者募集！

ハロートレーニング

～急がば学べ～

募集期間 7月20日（火）～  
9月2日（木）

訓練期間 9月28日（火）～  
12月27日（月）

定員 15名

※申込者が定員の半数に満たない場合、訓練を中止することがあります。

自己負担額

・テキスト代

7,590円（税込）

・職場見学先への交通費

お申込み

事前にハローワークで職業相談を必ず受けてください。

（問合わせ先）

職業訓練法人 中紀技能訓練協会

日高町荊木310番地

☎63・1500（担当 東、伊藤）